

(お知らせ)

電気料金支援の継続に伴う特別措置の承認について

2025年3月27日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」^{*1}に基づく電気・ガス料金の支援措置^{*2}を実施するため、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべてのお客さまに迅速に支援を届けるために、離島等供給約款^{*3}と電気最終保障供給約款^{*4}において特例承認を受けております。(2024年12月20日お知らせ済み)

このたび、当社は離島等供給約款および電気最終保障供給約款の変更届出(2025年3月14日お知らせ済み)を行っておりますが、引き続き電気料金の支援措置を供給条件に反映するべく、3月14日に両約款において特例承認申請を行い、本日、経済産業大臣から承認されましたので、お知らせいたします。

なお、本日承認いただいた内容は、すでに承認されている内容から変更はございません。

1. 概要

毎月の電気料金計算において、燃料費調整単価または燃料費等調整単価から国が定める値引き単価を差し引いた単価を反映いたします。毎月の値引き単価については請求書等にてお知らせいたします。

本特別措置の適用にあたり、お客さま自身でのお手続きは不要です。

2. 対象となるお客さま^{*5}

- ・ 離島等供給約款(低圧用・高圧用)に基づき電気の供給を受けるお客さま
- ・ 電気最終保障供給約款に基づき高圧で電気の供給を受けるお客さま

3. 適用期間

2025年4月1日以降使用分^{*6}の電気料金(4月分としてご請求する電気料金)に適用

4. 国が定める値引き単価

- ・ 2025年4月1日以降使用分^{*7}の電気料金(4月分としてご請求する電気料金)に対する値引き単価
 - 【低圧】1.3円/kWh(税込)
 - 【高圧】0.7円/kWh(税込)

なお、定額制でご契約のお客さまには、別途値引き単価を定めます。

※1 政府が2024年11月22日に閣議決定した経済対策で、誰一人取り残されない形で、成長型経済へ移行することに道筋をつけるため、継続する物価高の中、様々な事情によって働けない方々を含め、厳しい状況に置かれている方々を対象とし、当面の支援措置を講じるものです。

※2 [電気・ガス料金支援 | 経済産業省 資源エネルギー庁](#)

※3 当社サービスエリア内の離島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島）におけるお客さまに当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めています。

※4 当社サービスエリア内における高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまがどの小売電気事業者とも契約の合意に至らない場合に当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めています。

※5 特別高圧で電気の供給を受けるお客さまは、今回の特別措置の対象外となります。

※6 本年3月31日までの使用分については、変更届出前の離島等供給約款および電気最終保障供給約款に基づく燃料費調整単価または燃料費等調整単価から国が定める値引き単価を差し引きます。

※7 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、4月使用分が対象となります。

以 上